



住民税均等割のみ課税世帯等 臨時特別給付金のご案内

- 国で閣議決定された物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯等）の方々を支援するための給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

基準日

令和5年12月1日

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

※世帯全員が令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない

基準日に小笠原村に住民登録がある
住民税均等割のみ課税世帯

令和5年1月2日以降に転入した者が
いる世帯

小笠原村から確認書
が届きます。

小笠原村から申請書が届く
方、該当する可能性がある
が申請書が届かなかった方
(HP等より申請書を取得)

確認書の返送、申請書による申請が必要です

申請期限：令和6年7月31日（水）※消印有効

支給手続きや支給要件などは裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、小笠原村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きますので内容をご確認ください。
- 支給口座が空欄または変更を希望される場合は、口座情報のわかる書類が必要です。
- 確認書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に直接または返信用封筒にて郵送で下記までご提出ください。

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（口座情報、本人確認書類）と一緒に直接または郵送で下記までご提出ください。

下記の事例に該当する場合は、支給対象外です。

例1 配偶者(均等割のみ課税)と子(非課税)の世帯で、別世帯(住民税課税)の扶養を受けている場合

例2 世帯主(均等割のみ課税)と配偶者(非課税)の世帯で、別世帯の子(住民税課税)の扶養を受けている場合

例3 大学等へ進学し、親(住民税課税)から離れ生活する子(均等割のみ課税)が扶養を受けている場合



低所得者支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

小笠原村総務課総務係 04998-2-3111

母島支所庶務係 04998-3-2111

受付時間 平日8:00~17:15 (土日祝日12:00~13:30を除く)

